

公 示

公 示 第 4 2 号

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成14年7月1日付け公示第14号）
を別紙のとおり一部改正する。

令和8年8月26日

北陸信越運輸局長 田中 賢二

別紙「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」

新	旧
公 示	公 示
公 示 第 1 4 号	公 示 第 1 4 号
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度を下記のとおり定めたので公示する。	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度を下記のとおり定めたので公示する。
平成14年7月1日	平成14年7月1日
北陸信越運輸局長 武藤 秀一	北陸信越運輸局長 武藤 秀一
記	記
1. ～ 4. （略）	1. ～ 4. （略）
附 則（平成14年7月1日付け公示第14号） （略） 附 則（令和8年4月24日付け公示第4号で一部改正） 改正後の規定は、令和8年4月24日以降に処分するものから適用する。 <u>附 則（令和8年8月26日付け公示第42号で一部改正）</u> <u>改正後の規定は、令和8年8月26日以降に処分するものから適用する。</u>	附 則（平成14年7月1日付け公示第14号） （略） 附 則（令和8年4月24日付け公示第4号で一部改正） 改正後の規定は、令和8年4月24日以降に処分するものから適用する。

別表

車種区分：三分区

①運賃適用地域：新潟地区（旧新潟県A地区及び旧新潟県B地区）、富山地区、石川地区

車種区分	自動車の大きさ等
普通車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち乗車定員6名以下のものであって、排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもの、患者輸送車、車いす移動車又は内燃機関を搭載しないもの。 同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で、かつ、乗車定員6名以下のもの。 同条に定める小型自動車のうち乗車定員6名以下のもの。 同条に定める軽自動車。ただし、「タクシー事業における軽自動車の活用について」（令和8年6月1日付け国自旅第37号）別紙1.に基づき北陸信越運輸局長が公示する地域以外においては、使用用途が福祉輸送サービスに限定されている場合又は内燃機関を搭載しないものに限る。
大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるものであって乗車定員6名以下のもの。 同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので、かつ、乗車定員6名以下のもの。 患者輸送車又は車いす移動車のうち乗車定員7名以上のもの。
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。 ただし、患者輸送車、車いす移動車を除く。

備 考	1. ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。 2. 自動車の長さは、新型自動車の届出をしたときの長さとする。ただし、特殊なバンパー（衝撃吸収バンパ
-----	--

別表

車種区分：三分区

運賃適用地域：新潟地区（旧新潟県A地区及び旧新潟県B地区）、長野地区（旧長野県A地区及び旧長野県B地区）、富山地区、石川地区

車種区分	自動車の大きさ等
普通車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち乗車定員6名以下のものであって、排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもの、患者輸送車、車いす移動車又は内燃機関を搭載しないもの。 同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で、かつ、乗車定員6名以下のもの。 同条に定める小型自動車のうち乗車定員6名以下のもの。 同条に定める軽自動車。ただし、「タクシー事業における軽自動車の活用について」（令和8年6月1日付け国自旅第37号）別紙1.に基づき北陸信越運輸局長が公示する地域以外においては、使用用途が福祉輸送サービスに限定されている場合又は内燃機関を搭載しないものに限る。
大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるものであって乗車定員6名以下のもの。 同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので、かつ、乗車定員6名以下のもの。 患者輸送車又は車いす移動車のうち乗車定員7名以上のもの。
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。 ただし、患者輸送車、車いす移動車を除く。

備 考	1. ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。 2. 自動車の長さは、新型自動車の届出をしたときの長さとする。ただし、特殊なバンパー（衝撃吸収バンパ
-----	--

	一等) を装着した自動車は、標準バンパーを装着した場合における自動車の長さとする。 3. ハイブリッド自動車とは、内燃機関を有し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。		一等) を装着した自動車は、標準バンパーを装着した場合における自動車の長さとする。 3. ハイブリッド自動車とは、内燃機関を有し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。
②運賃適用地域：長野地区		(新設)	
車種区分	自動車の大きさ等		
普通車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)以下であって、乗車定員7名以下のもの。		
	同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル(ディーゼル機関を除く。)以下であって、乗車定員6名以下のもの。		
	同条に定める小型自動車のうち、内燃機関を搭載するものであって、乗車定員7名以下のもの。		
	同条に定める普通自動車、小型自動車のうち、内燃機関を搭載しないものであって、乗車定員6名以下のもの。		
	同条に定める軽自動車。ただし、「タクシー事業における軽自動車の活用について」(令和8年6月1日付け国自旅第37号)別紙1.に基づき北陸信越運輸局長が公示する地域以外においては、使用用途が福祉輸送サービスに限定されている場合又は内燃機関を搭載しないものに限る。		
大型車	患者輸送車又は車いす移動車のうち乗車定員6名以下のもの。		
	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車(ハイブリッド自動車を除く。)のうち、排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)を超えるものであって、乗車定員6名以下のもの。		
	同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル(ディーゼル機関を除く。)を超えるものであって、乗車定員6名以下のもの。		
特定大型車	患者輸送車又は車いす移動車のうち乗車定員7名以上のもの。		
	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車、小型自動車のうち、車種区分が普通車、大型車以外のもの。		
備考	1. ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一		

	<u>仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。</u> <u>2. 自動車の長さは、新型自動車の届出をしたときの長さとする。ただし、特殊なバンパー（衝撃吸収バンパー等）を装着した自動車は、標準バンパーを装着した場合における自動車の長さとする。</u> <u>3. ハイブリッド自動車とは、内燃機関を有し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。</u>	
--	---	--